

教育委員会からのお知らせ

村民プールの開放について

【開放時間①】

8月1日(火)～7日(月)
午後1時～午後4時

【開放時間②】

8月8日(水)～14日(火)
午前10時～午後4時

【場所】 新島小学校プール

【利用料金】

◎2時間以内
大人210円・中学生以下100円
◎超過使用料(1時間毎)
大人100円・中学生以下50円

総務課からのお知らせ

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

【相談日時】

平成30年8月10日(金)

午前10時～午後2時

【相談場所】 住民センター

交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何か

卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課
☎03(33353)9191
平日 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

企画調整室からのお知らせ

平成30年度地域振興に係る補助事業(第2回)の募集について

【事業名】

公益財団法人東京都島しょ振興公社 平成30年度地域振興に係る補助事業(第2回)

【募集期間】

平成30年8月1日(水)～8月21日(火)

【対象事業】

・地域振興に係る特産品に関する事業
・地域振興に係る観光振興に関する事業
・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業
・その他地域振興に資する事業(地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業、地域の伝統芸能の発展に関する事業)

【事業期間】

事業開始から平成31年7月31日まで

【対象団体】

・概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等(地方公共団体は除く)他。

【補助金額】

補助対象経費の5分の4以内(1,000円未満切捨て。)で100万円(ただし、特に必要と認められる事業については200万円)を限度とする。

【問い合わせ】

役場企画財政課企画調整室
☎(5)0204

平成30年度東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業

【募集期間】

平成30年8月1日(水)～10月1日(月)

※公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する「TOKYOイチオシ応援事業」(以下、「イチオシ応援事業」という。)への申請を条件とし、当該助成事業の結果を踏まえ、交付・不交付を決定します。

なお、イチオシ応援事業の申請書類提出日は平成30年9月3日(月)～9月7日(金)で、事前の申請書類提出希望日申込(7月17日～8月27日)が必要となっておりますので、希望者に

は早めにご相談下さい。

【対象事業】

①、地域資源を活用した特産品に関する事業
②、地域資源を活用した観光の振興に関する事業
③、①又は②に関連した事業展開に関する事業

【事業期間】

事業開始の時期から2年以内

【対象事業者】

個人事業者、中小企業組合等、財団法人・社団法人・特定非営利活動法人、複数の企業等で構成される中小企業グループ、その他地域活性化に資する取組を行うと認められる法人等

※ただし、東京都島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること(法人の場合は島しょ地域に登記、個人の場合は島しょ地域に開業届出をしていること)。

【補助金額】

補助対象経費の9/10以内で500万円を上限とします。ただし、イチオシ応援事業での助成金額は除きます。

【各種様式等】

各種様式は、公社ホームページ(東京愛らんど)に掲載予定です。「東京愛らんど」↓「島民の方々へ」↓「補

助事業」↓「平成30年度東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業のご案内」

【問い合わせ】

企画財政課企画調整室
☎(5)0204

下田海上保安部からのお知らせ

マリネレジャーが活発になる7月から8月の時期は、1年を通して最も事故が多い時期です。特に、遊泳中の事故が急増しますので、海で安全に楽しく遊ぶために下記のことにご注意して下さい。

■海での遊泳は、監視、救助体制が整っている海水浴場で！
■飲酒のうえでの遊泳は危険ですので絶対にやめましょう！
■海辺にきたときは、子供から目を離さないようにしましょう！

■シュノーケリングは、使用上の注意を確認し、万が一に備え、救命胴衣を着用しましょう！
■最新の気象、海象情報を把握し、悪天候での無理な遊泳はやめましょう！

【問い合わせ】

下田海上保安部交通課
☎0558(23)0145

野生動物と人との 関係を考える

産業観光課農林係
TEL 5-0284 (直通)



国立研究開発法人
農研機構
西日本農業研究センター
江口 祐輔



今回は全国の被害状況について紹介します。国では平成11年度から野生鳥獣による農作物の被害金額を集計しています。被害金額は公表されて以来、200億円前後で推移しています。

一方、捕獲頭数は年々増えていきます。被害の割合が大きいイノシシとシカの捕獲頭数の合計は、平成9年は約20万頭でしたが、平成27年では110万頭以上が捕獲されています。現在はさらに増加しています。捕獲頭数が著しく増加しても被害金額は減少していません。被害面積についても同様です。どうして被害が減らないのでしょうか。捕獲努力がまだまだ足りないのでしょうか。それとも捕獲だけでは被害が減らないというところなのでしょうか。図1と図2のグラフを見てみましょう。図1の折れ線グラフがイノシシとシカの捕獲頭数です。捕獲頭数の目盛りは図の右側の縦軸を見てください。同じく図1の棒グラフは被害面積です。左側の縦軸が目盛りです。そして、図2は農作物被害金額の推移を示しています。捕獲頭数はほとんど増加していますが、被害面積と被害金額はなかなか減っていません。どうして、このようなことが起きているのか、これには理由があります。みなさんも考えてみてください。次回説明します。

図2 野生鳥獣による被害金額

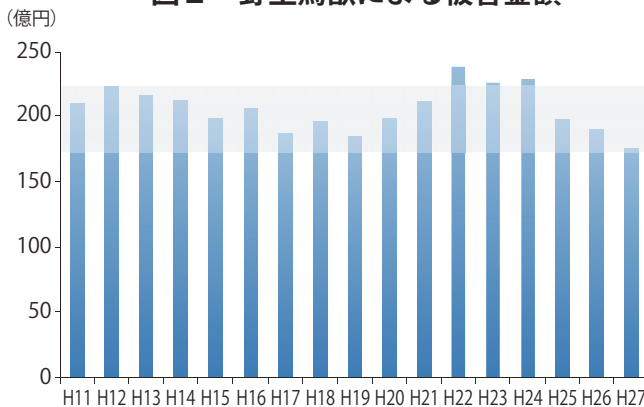
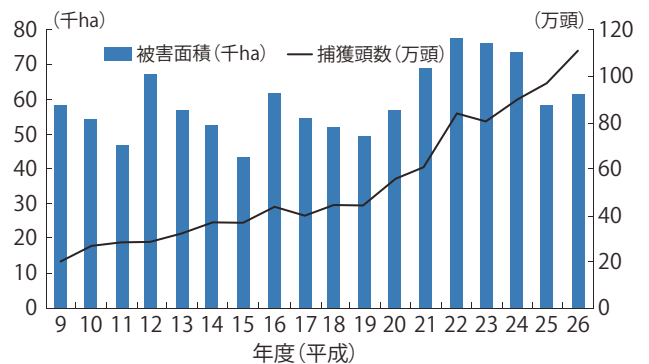


図1 被害面積と捕獲頭数の推移
(捕獲頭数はイノシシとシカの合計)



新島村イベント情報



8月

- 愛らんどリーグ 8月6日～9日
- 若郷盆祭 8月14日
- 本村盆祭 8月15日
- JPSA 8月17日～19日
- 子ども体験塾 8月22日～25日



9月

- 敬老演芸会 9月1日
- アクアスロン 9月8日
- 島民まつり 9月22日
- 式根島大運動会 9月29日
- 新島村民運動会 9月30日